

令和 7 年第 4 回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 3 5 分まで

2. 開催場所 城陽市役所 4 階 第 2 会議室

3. 出席委員 （17 人）

会 長	20 番	谷 則男
委 員	1 番	岡本 三枝子
	2 番	中村 貴子
	4 番	菊岡 祐一
	5 番	奥村 郁雄
	6 番	稲田 正文
	7 番	田村 勝美
	8 番	小出 正和
	9 番	阪部 幸弘
	10 番	森澤 明
	11 番	太田 健市
	12 番	中川 善宏
	13 番	中村 安秀
	14 番	奥 哲郎
	15 番	森島 孝司
	17 番	畑中 恭伸
	19 番	木村 正樹

4. 欠席委員 （3 人）

	3 番	北澤 良祐
	16 番	吉田 真己
	18 番	新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	議案 第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見について
日 程 第 5	議案 第 10 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）
日 程 第 6	報告 第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（専決）
日 程 第 7	報告 第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について（専決）
日 程 第 8	報告 第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治
事務局 岡 正樹
事務局 阪本 幸華
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号3番 北澤委員、16番 吉田委員、18番 新井委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和7年第4回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、7番田村委員、8番小出委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第3、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号5番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号5番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市水主 ●● ●●、譲受人は城陽市水主 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。

会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は、認定農業者でもあり農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号6番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号6番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は神奈川県川崎市 ●● ●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は、家族で梅、イチジク、水稻耕作しており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、

事 務 局	第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第4、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号1番と2番について事務局から説明をお願いします。 受付番号1番と2番については同一事業のため取りまとめて説明します。 受付番号1番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 地目は田、面積は861平方メートル 申請人は京都市伏見区 ●● ●●●です。 受付番号2番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 地目は畑、面積は134平方メートル 申請人は京都市伏見区 ●● ●●●です。 資料1に位置図等を添付しております。 転用目的は貸露天駐車場 転用理由は付近貸倉庫利用者用駐車場及び運送会社駐車場として利用するため市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外 現況は田及び畑、北側は水路敷、東側は道路、南側は駐車場、西側は田 雨水排水は敷地内にU字溝を設置し、東側の道路側溝へ放流します。 汚水・生活雑排水は発生しません。 南部土地改良区からは、 ・ 雨水排水については、転用地内に排水路を設置し転用地東側の排水路へ放流すること。 ・ 排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおりに施工すること。 ・ 転用地北側の市有水路敷内に東西に設置している当土地改良区管理の既設管については、従来通り使用できるように残し、工事の際は、壊さないように十分注意すること。 ・ 万一破損させた場合は当土地改良区の指示のもと早急に復旧すること。 ・ 転用地東側に布設してある取水口については工事を行う際、当土地改良区立会いのもとキャップ止めをすること。 ・ 境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。 ・ 今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。 環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 農政課からは、周辺農地に影響がないようご配慮願います。
--------------	--

	管理課からは、 ・申請地東側に存する市道を取り込まないように注意してください。 ・申請地北側に存する水路を取り込まないように注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。 ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いいたします。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりで問題ないと考えますので審議のほどよろしくお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第5、議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転を上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。 なお、当該案件は、譲受人が●●委員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。 ●●委員の退席をお願いします。

	(関係委員退席) それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 出し手は城陽市枇杷庄 ●● ●● 受け手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。 本案件は農地売買等支援事業を利用して売買するものです。
会長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	●●委員は認定農業者としてイチジクを中心に耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室) 日程第6、報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号4番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号4番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、大阪府枚方市 ●● ●●です。 受付番号5番について説明します。 内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●●です。

受付番号6番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●●です。

受付番号7番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号10番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号11番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号12番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号14番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号15番について説明します。

	内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	受付番号4について、相続人は市外の方ですが農地として管理されるのですね。
事 務 局	相続については相続人間で決定されることであり、委員会としては指定することは出来ません。窓口に出書を提供される際には相続人として管理して頂くように申し添えますが、郵送で提出されてきており、相続は平成28年にされており、遊休農地のリストには入っておらず現在まで農地として管理されてきましたので、これからも管理されてゆくと考えます。
会 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。 日程第7、報告第8号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号3番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 地目は畑、面積は合計406平方メートル 申請人は、城陽市寺田 ●● ●●●● 資料2に位置図等を添付しております。 申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は共同住宅です。 雨水は城陽市管理の樹にて排水します。 汚水は公共下水道に接続します。 環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課からは、 ・申請地東側に存する市道を取り込まないよう注意してください。 ・申請地西側に存する里道を取り込まないよう注意してください。 ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。 ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いいたします。 ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。 ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

	との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。資料のとおり、マンション、道路、ローソンの通路に囲まれており市街化区域でもあり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。 日程第8、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号4番から8番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号4番について説明します。 土地の所在は城陽市平川 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号5番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号6番について説明します。 土地の所在は城陽市奈島 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号7番について説明します。 土地の所在は城陽市奈島 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号8番について説明します。 土地の所在は城陽市平川 内容は議案書のとおりです。

会 長	解約理由は双方合意による解約です。 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第4回定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。
------------	--

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員